

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う行政処分について、処分の基準及びその手続を定め、行政処分を公正かつ適正に行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法の定めるところによる。

(改善命令)

第3条 市長は、保管事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条に規定する事項を記載した改善命令書を保管事業者に発出し、改善命令を実施する。

- (1) 法第10条第1項又は法第14条の規定に違反し、自ら処分し、又は処分を処理業者等に委託しなかったとき。
- (2) 法第10条第3項の規定に違反し、自ら処分し、又は処分を処理業者等に委託する見込みがないとき。

2 市長は、前項に掲げる改善命令に係る処分等措置の履行状況について、処理業者等との処分委託契約書の写しの確認等の確実な方法により確認を行う。

3 市長は、保管事業者が第1項の改善命令に定める期限内に当該改善命令に係る処分等措置を講じていない、又は講じても十分でないとする場合には、改善命令違反として捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

(弁明の機会の付与)

第4条 市長は、改善命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与する。

2 前項の規定は、公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

3 第1項の手続は、行政手続法及び千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年千葉県規則第57号）に定めるところにより行う。

(代執行)

第5条 市長は、保管事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、代執行を実施する。

- (1) 改善命令に係る期限までに、改善命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- (2) 処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

(3) 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、改善命令をするいとまがないとき。

2 市長は、保管事業者が前項第2号に該当する場合、相当の期限を定めて処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは市長が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ公告する。

3 市長は、代執行に要した費用について、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して保管事業者から徴収する。

(行政処分の公表)

第6条 改善命令又は代執行を行ったときは、速やかにその事実を公表する。ただし、環境局長が当該措置を講ずる必要がないと特に認めた場合又は当該措置を講ずることが不適切と特に認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項及び実施に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。